

沖縄県医療提供体制推進事業事後の評価委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 国の医療提供体制推進事業費補助金交付要綱に基づき、沖縄県が実施した医療提供体制推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付対象事業について、その効果的な推進に向けて事業内容を評価し、本補助の適切な運用を図るとともに、事業計画に記載された事業の実施結果、事業評価の実施結果について県民に公表することにより、本県の自主性・裁量性についての透明性を確保することを目的として、沖縄県医療提供体制推進事業事後の評価委員会（以下「委員会」という。）を開催し、保健医療関係者等の意見を聴取する。

(構成員)

第2条 委員会の構成員は、3名以内とし、次に掲げる者のうちから保健医療部長が依頼し、決定する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 医療を受ける側の代表者

2 前項により構成員を依頼する期間は、2年とする。ただし、構成員を変更する場合は、その依頼期間は前任者の残りの期間とする。

(意見聴取事項)

第3条 県は、委員会の構成員から次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 評価の実施時期、評価の手順並びに評価結果の様式及び公表方法等
- (2) 事業内容の評価（事業の実施の有無、事業の進捗状況、事業費の支出状況、県内における医療提供施設等の運営及び設備整備状況とその充足度合い等）

(開催)

第4条 委員会の開催は、保健医療部長が通知する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、沖縄県保健医療部医療政策課において処理する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。